

議案第 6 3 号

杉並区児童養護施設退所者等応援基金条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区児童養護施設退所者等応援基金条例

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に規定する児童養護施設を退所した者、同法に規定する里親への委託を解除された者その他これらに準ずる者（以下この条において「児童養護施設退所者等」という。）に対し、自立した生活を送るための費用を助成することにより、児童養護施設退所者等を応援するため、杉並区児童養護施設退所者等応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置目的のための寄附金の額及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童養護施設退所者等応援基金を設置する必要がある。